

追加アンケート調査の実施について

1. 背景

平成17年8月に、特許庁及び知的財産研究所から「弁理士制度の実態及び今後の方向性に関するアンケート調査」を実施した。

上記アンケート調査結果を分析したところ、弁理士に求められる「実務能力」について問題を指摘する回答が約半数みられた。

そこで、同アンケート調査の問11において「弁理士登録要件として一定年数の実務経験を追加すべきである」、問12において「明細書の作成能力等、実務能力の不足している人が目立つようになった」、もしくは「条約関連の知識が不足しており、問題となった人が目立つようになった」と回答いただいた企業に対し追加アンケート調査を実施したものである。

2. 結果

	発送数	回答数	回答率
知財協会員企業	262社	212社 (問題あり84社)	80.9%
中小企業	75社	56社 (問題あり13社)	74.6%
小計	337社	268社 (問題あり97社)	79.5%

(注)「問題あり」とは、今回の問1で選択肢1又は2と回答した社

調査期間：平成18年2月4日から2月24日まで。

問1 弁理士への依頼に際し、実際に問題となる事例の有無

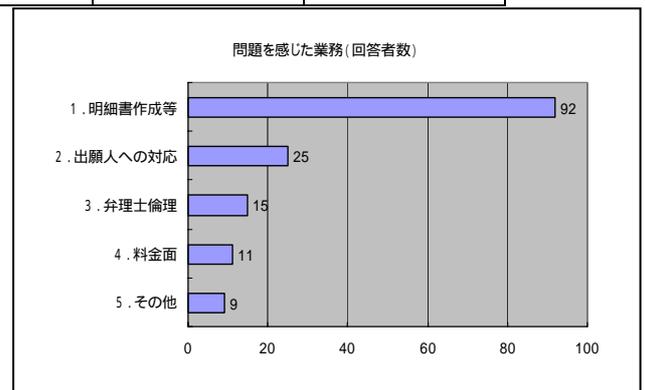
	合計 (268社中)	知財協 (212社中)	中小企業 (56社中)
1. 弁理士に事件を依頼し、問題となった(問題を感じた)。	90(33.6%)	79(37.3%)	11(19.6%)
2. 依頼する前に問題が起きることが予期され、依頼をしなかった。	7(2.6%)	5(2.4%)	2(3.6%)
3. 問題が起きることを想定しただけで、具体的な問題は起きていない。	162(60.4%)	124(58.5%)	38(67.9%)
4. 白紙等	9(3.4%)	4(1.8%)	5(8.9%)

問2 問1で1又は2と回答した者(97社)は、いずれの業務で問題を感じたか

	合計 (複数回答可)	知財協	中小企業
1. 明細書作成等、特許庁への手続関連業務	92	79	13
2. 出願人への対応	25	22	3
3. 弁理士倫理	15	13	2
4. 料金面	11	11	0
5. その他	9	7	2

1. 明細書作成等の問題点

- (1) 文章力がない(正しい日本語が使えない)。
- (2) 技術を知らない。
- (3) 表現力が不足している。
- (4) 技術の理解が不十分である(高齢者)。
- (5) 論理性に欠ける。



2. 出願人への対応の問題点

- (1) スタッフにまかせっきりで内容を理解しようとする姿勢に欠ける。
- (2) 中間手続における事務所意見の押し付け。

3. 弁理士倫理

- (1) 無資格者に任せたまま事務所経営だけ。
- (2) 競合会社の競合製品に関する発明の出願も受けていた。
- (3) 支払った特許料がきちんと納付されておらず、返金にも応じてもらえない。

4. 料金面の問題点

- (1) 外国出願分についてその費用の内容が不明確。
- (2) 旧標準報酬表を使っている。
- (3) 紙出願から電子出願になっても文章作成費用が同じ。

5. その他の問題点

- (1) 侵害事件で、侵害鑑定に差違(弁理士ごとに見解が異なる)。
- (2) EPCの各国移行段階で、日本の特許事務所経由での指示が誤っていたため、当初指定しようとしていた国へ移行できなくなった。

問3 問題となった弁理士はどのようにして探したか(97社中)

	合計 (97社中)	知財協 (84社中)	中小企業 (13社中)
以前からの付き合いのある特許事務所	46(6)*	40(5)*	6(1)*
紹介	19	15	4
売り込み	6	6	0
共願先の意向	4	3	1
知人	1	1	0
その他	15	13	2
空欄	6	6	0

*「以前からの付き合いのある特許事務所の弁理士」と回答した中で、当該事務所に採用された新人弁理士と回答のあったものは内数とした。

問4 問題が生じた原因として考えられること(97社中)

- (1) 弁理士自身が明細書作成に際し、技術内容を理解できなかった(25社、25.8%)。
- (2) 高齢化、弁理士自身の自己研鑽不足により、法改正や最新技術に対応できない(21社、21.6%)。
- (3) 補助者作成の明細書を弁理士がチェックしていない(19社、19.6%)。
- (4) 事務管理能力の不足(17社、17.5%)。
- (5) 依頼者とのコミュニケーション不足(10社、10.3%)。
- (6) その他(5社、5.1%)。

問5 最近の弁理士の実務能力について

- (1) 訴訟対応を考慮した権利取得と企業への適切にアドバイスができる弁理士像を期待。
- (2) 経験の長い弁理士に問題を感じる場合が多い(法改正についていけない)。
- (3) 能力はあるものの、実務経験が不足していて、法律解釈、明細書作成力が不足している弁理士が増えているのではないか。
- (4) PCT等条約関係の知識不足で、PCT出願等をスムーズにこなせない。
- (5) 一定年数の実務経験を条件とすることは、レベルの均一化・底上げに繋がる。

- (6) 業務範囲の拡大で幅広い知識が必要とされるが、実務能力がついて行っていない。
- (7) 弁理士や事務所によって大きな差がある。
- (8) 実務経験は年数だけではなく、処理量、最近の実務件数が重要。
- (9) 実務能力に長けた弁理士も、そうでない弁理士もいる。その比率が変わっているとは思えない。また、仕事の依頼は特許事務所に対してなので、弁理士の優劣よりは、特許事務所の優劣として把握している。
- (10) 弁理士 = 実務能力あり、との認識を持つこと自体を変える必要あり。
- (11) 弁理士の差が拡大している。